

(平成21年1月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	16 件
国民年金関係	13 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年6月から同年7月までの期間、38年5月から39年3月までの期間及び40年4月から43年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年6月及び同年7月
② 昭和38年5月から39年3月まで
③ 昭和40年4月から43年4月まで

申立期間について、国民年金保険料の未納は知っていたが、役場の職員から特例納付の制度の説明を受け一括納付した。当時、松林に松食虫が発生し、価値が下がるため売る必要があり、松の売却代金で未納部分の保険料を特例納付した。昭和39年4月から40年3月までの保険料は特例納付の記録があるが、前後の申立期間について、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が第2回特例納付により、昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料を納付していたことが、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳で確認できる。

特例納付は未納期間のうち、「さきに経過した月の分から順次に行うものとする」とされているが、申立期間①及び②は、未納とされており、特例納付による納付方法としては不自然である。

また、申立人は、申立期間についての保険料を納付する資力に問題は無かったと考えられるとともに、保険料の納付方法等を具体的かつ鮮明に記憶している。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、2回（昭和35年11月9日及び47年3月14日）払い出されていること及び国民年金被保険者台帳の記載が不自然に訂正されていることから、行政側の記録管理に不備があったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の資格取得日に係る記録を昭和20年3月21日、資格喪失日に係る記録を同年8月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を140円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年3月21日から同年8月21日まで

私は、昭和20年3月21日から同年8月21日までA社のB丸に乗船していたが、社会保険庁の記録では、船員保険の未加入期間とされている。

A社のC丸に乗船していた昭和19年8月から同年12月までは船員保険の被保険者期間であり、申立期間に私と一緒にB丸に乗船していた同僚が私の乗船期間を証明してくれており、間違いなく船員保険に加入していたので、船員保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び同僚の証言により、申立人がB丸に船員として、申立期間に勤務していたことを推認することができる。

また、昭和20年1月から11月まで勤務していた同僚は、「申立人は、昭和20年3月から同年8月末まで勤務していた。」と証言している。

さらに、事業主は、「B丸に乗船していたものは、当然、船員保険に係る保険料を控除していた。」と証言している。

加えて、申立人及び同僚が証言した当時の当該事業所の船員数と社会保険事務所の記録上の船員保険被保険者数がおおむね一致するため、申立人を除く他の船員全員が船員保険に加入していたと考えられる。

これらを、総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。また、申立期間の

標準報酬月額については、同僚の標準報酬月額の記録から、130 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所に当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 20 年 3 月から同年 7 月までの保険料について納入告知を行っておらず事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 22 年 2 月 1 日まで
社会保険事務所が脱退手当金を支給したとする時期は、結婚当初であり、その当時の事はよく覚えているが、脱退手当金を請求したことも受け取ったことも無い。昭和 19 年 10 月から 22 年 1 月までの 28 か月分の厚生年金保険の加入期間を年金額に反映するようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿において申立人の資格喪失日前後に資格喪失している女性 15 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、脱退手当金の支給記録がある者は 2 名のみであり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、被保険者名簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままである上、オンライン記録も昭和 60 年 8 月 21 日まで氏名変更処理がなされておらず、申立期間の脱退手当金は、旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、22 年 4 月 23 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、申立人は国民年金制度開始当初から、国民年金に加入し、60 歳まで国民年金保険料をすべて納付しており、年金に対する意識の高さを考慮すると、当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは認めがたい。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から8年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から8年4月まで
会社を退職して国民年金に加入し、妻が保険料を納付していたはずなのに、平成3年4月から8年4月までが未納期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間について国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間についてはA市における記録も未納とされており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が、国民年金保険料を納付していたと申し立てている申立人の妻も、申立期間については国民年金保険料の納付の事実は確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から7年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から7年2月まで

国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかった旨の回答を受けた。申立期間の国民年金保険料は、平成8年5月ごろに、A県B市の私の実家に送付された納付書で、同年夏に妻が30万円を一括で納付した。当時、妻が出産を終えた直後であり、出産育児一時金30万円を保険料納付に充当したことを記憶しているので、国民年金の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が、申立期間における国民年金保険料を一括して納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身は、申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料の納付状況等は不明である。

また、申立人が、申立期間の納付書を受け取ったとする平成8年5月ごろの時点では、申立期間の過半は時効により保険料が納付できない上、一括納付したと主張する保険料額（30万円）は、平成8年8月において時効到来分を除いた納付必要額（8万8,800円）と大幅に乖離している。

さらに、申立人は申立期間の納付書が、平成8年5月ごろにB市の実家に届いたと主張しているが、その当時、申立人は、C市に居住し住民票も同市であったことが確認できることから、申立人の主張には不合理な点が認められる。

加えて、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から46年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から46年10月まで

申立期間について、国民年金保険料の納付状況を照会したところ、納付が確認できなかったとの回答をもらった。申立期間については、私の母親が町内会の役員を通して加入手続を行い、国民年金保険料を毎月町内会の役員に納付していたことを覚えているので申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親も死亡しているため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人が所持する国民年金手帳を確認したところ、昭和46年11月以降の期間については印紙検認記録があるが、申立期間については印紙検認記録が無い上、A市で保管する国民年金被保険者カードの納付記録も同じく46年11月以降納付となっており、社会保険庁の被保険者台帳の記録と一致している。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年5月13日に払い出されていることが確認できることから、申立期間は過年度保険料となり、町内会による納付はできない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年9月及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年9月及び同年10月

私は、昭和59年9月29日に会社を退職し翌月10月にA市役所で9月分と10月分の国民年金保険料を納付したのに社会保険事務所の記録では納付記録が無いとされている。間違いなく納付したので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、申立人の夫が厚生年金保険被保険者であったため、国民年金の任意加入対象期間であり、申立人の任意加入被保険者資格の取得日は、申立人が所持する国民年金手帳の記載及び社会保険庁の記録のいずれからでも昭和59年11月1日であることが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間に係る昭和59年の源泉徴収票及び確定申告書を提出しているが、社会保険料控除の内訳が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から46年9月までの期間、59年4月から同年6月までの期間及び60年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和44年1月から46年9月まで
② 昭和59年4月から同年6月まで
③ 昭和60年1月から同年3月まで

申立期間が未納とされているが、結婚するまでは両親が、結婚後は妻が私の国民年金保険料を納付してくれていたため、未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親及び妻が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の両親は既に死亡している上、申立人及び申立人の妻に聴取しても記憶が曖昧であるため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年11月12日に払い出されているが、その時点で申立期間の保険料の一部は時効により納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は両親が保険料を納付したとしているが、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されている申立人の弟も未納となっている。

加えて、申立期間②及び③について、申立人は保険料を妻が納付したとしているが、申立人の妻も未納となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 8 月から平成 2 年 4 月までの期間及び同年 8 月の国民年金保険料については納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 8 月から平成 2 年 4 月まで
② 平成 2 年 8 月

社会保険庁の記録では、申立期間の国民年金保険料が未納とされているが、自宅に郵送されてきた納付書で妻が納付していた。

A 町（現在は、B 市。以下同じ。）で、この分を納付しないと将来年金が受給できないと言われたので妻が必死に納付してきたのに未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の妻が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、B 市が保管する国民年金被保険者名簿により、申立人は、平成 4 年 4 月 3 日に国民年金加入の手続きを行い、厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 62 年 8 月 31 日にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得していることが確認できる。このことから、申立期間①は、申立人の国民年金加入手続きがされた時点で、大部分が時効により納付できない期間である。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、申立期間の保険料を申立人の妻が納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

申立期間②については、当該期間の保険料は、時効後の平成 4 年 10 月 14 日に納付されたため、社会保険庁において、時効が到来していない保険料未納期間であった同年 9 月の保険料に充当したことが社会保険庁の記録から確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から同年9月までの国民年金保険料については納付していたものと認めることはできない。また、平成3年6月から5年3月までの期間及び11年8月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年3月から同年9月まで
② 平成3年6月から5年3月まで
③ 平成11年8月から同年11月まで

申立期間の国民年金保険料がすべて未納とされているが、①についてはA県B町に居住していたときに全額支払った。また、②についてはC市D区で、③についてはA県E市で免除申請の手続をしていたはずなので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付又は免除申請していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、国民年金の加入手続、保険料の納付、申請免除等に関する申立人の記憶が不明確であるため、保険料の納付又は申請免除の状況が不明である。

また、社会保険庁の記録によると、申立人の年金被保険者記録は、E市において平成12年1月27日に国民年金加入手続が行われた際、確認できたそれまでの厚生年金保険被保険者記録と国民年金被保険者記録が統合整理されており、それ以前は、いずれの申立期間も未加入期間であったことが確認できることから、制度上、申立人が当時、国民年金保険料の納付又は申請免除を行うことはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が昭和44年3月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。また、平成3年6月から5年3月までの期間及び11年8月から同年11月までの期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年12月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年12月から47年3月まで

私の国民年金手帳の昭和47年4月から同年6月の国民年金印紙検認記録欄には、同年10月5日付けのA市の検認印が押されているが、以前、母から、これは41年12月1日の資格取得日から47年3月までの国民年金保険料を、さかのぼって一括で支払った証拠となると聞いていた。

それなのに、社会保険事務所でこの期間の納付記録の照会をしたところ、保険料の未納期間とされているので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、昭和47年10月ごろに母親が申立期間の国民年金保険料を一括納付したとしており、そのころに申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていることは国民年金手帳記号番号払出簿から確認できるものの、この時点では、41年12月から45年6月までは時効により保険料を納付することはできず、特例納付の実施時期でもない。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人の母親が国民年金保険料を納付していたことがわける周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和35年10月から54年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年10月から54年10月まで

申立期間の国民年金保険料の納付記録が無いとされているが、昭和45年に35年10月から45年9月までの10年間の保険料をA市役所B支所で特例納付し、その後は、毎月、同支所で保険料を納付していたので、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和54年12月18日に払い出されており、このほかに申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらないことから、申立人が特例納付及び毎月納付したとする時点では、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

さらに、昭和35年10月から36年3月までは国民年金適用準備期間中であるため、国民年金の被保険者資格の有無にかかわらず、保険料を納付することはできない。

加えて、申立人はA市役所B支所に特例納付したと申し立てているが、同市では、「本庁、支所を問わず、その窓口において特例納付の保険料の収納は行っていないかった。」と回答しており、申立内容とは相違する。

このほか、申立人は、昭和57年3月にC町に転居した際、同町役場職員から、それまでの国民年金手帳と引き換えに新しい手帳をもらったと主張しているが、同手帳を見ると、申立人の住所がA市であった時期に発行されていることが確認できるなど、申立内容には不自然な点がみられ、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年11月から38年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月から38年11月まで
昭和37年11月初めごろ、救急車で緊急入院した病院の事務員に国民健康保険の加入手続をしてもらった際、「国民年金も一体で加入するものである。」と言われたので、国民年金の加入手続や保険料の納付も事務員にもらった。

社会保険庁の記録では申立期間の納付記録が無いが、納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立期間に係る国民年金加入手続及び保険料の納付を行ったとされる病院事務員も不明であるため、申立期間の保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年12月26日にA社会保険事務所により払い出されているが(資格取得日は昭和43年4月1日)、これとは別に申立人の当時の住所地を管轄するB社会保険事務所が38年3月14日に払い出した国民年金手帳記号番号が存在する。しかしながら、B社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の欄には「不在」及び「消除」の記載があることから、申立人に対し、国民年金手帳記号番号がいったん払い出されたものの、保険料の納付記録が無く、申立人の所在も不明であったため、同記号番号は取り消されたものと考えられる。

このほか、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から同年9月まで
会社を辞めたので国民年金に加入し、町内会の集金人に保険料を納付したと思うので、申立期間の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、国民年金の加入手続や保険料の納付時期等についての申立人の記憶が不明確であるため、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和46年4月19日に払い出されており、同年2月15日に被保険者資格が取得されていることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を一緒に納付していたとする当時同居していた申立人の義母も申立期間は未納となっており、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 434

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月から49年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月から49年8月まで

申立期間は、義父母と同居しており、生活費はすべて義父母が管理し、私の国民年金保険料も納付してくれていた。

申立期間は、私の夫と義父母は保険料が納付済みとなっているのに、私だけ納付記録が無いのは納付できないので、納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の義父母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人の義父は既に死亡しており、申立人の義母からも具体的な証言を得ることができないため、申立期間の保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年10月2日に払い出され、同年9月7日付けで任意加入被保険者の資格が取得されており、申立人が所持する国民年金手帳を確認しても、社会保険庁の記録と一致することから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は「義父母と別居後、A市へ転居して初めて国民年金に加入していないことが分かり、夫と相談の上、加入した。」と回答していることから、申立人は申立期間後に国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

国民年金制度が始まった年に、父親から、「年をとったときのために国民年金に入っておいてやる。」と言われた記憶がある。当時、私は年金にあまり関心が無く、全部両親任せにしており、現在、両親も保険料の集金人も亡くなっており詳しいことは分からないが、申立期間の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の両親も既に死亡しているため、申立期間における国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を両親がA市の集金人に納付していたと申し立てているが、申立人は昭和37年10月18日に結婚しB市に転居していることから、申立期間の大部分はA市の集金人に保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和41年7月8日に払い出されており、36年4月1日にさかのぼって被保険者資格が取得されているため、申立期間の大部分は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 5 月 1 日から 38 年 4 月まで
② 昭和 38 年 10 月から 40 年 5 月まで
③ 昭和 43 年 5 月から 45 年 3 月まで
④ 昭和 54 年 6 月 21 日から 55 年 5 月まで
⑤ 平成 7 年 6 月から 8 年 3 月まで

昭和 36 年 5 月から 40 年 5 月まで継続してA事業所に勤務していたが、申立期間①及び②については、厚生年金保険の被保険者となっていない。

申立期間③についてはB事業所に勤務していた。

昭和 54 年 6 月から 59 年 4 月まで継続してC事業所に勤務していたが、申立期間④については、厚生年金保険の被保険者となっていない。

平成 7 年 6 月から 8 年 11 月まで継続してD事業所に勤務していたが、申立期間⑤については、厚生年金保険の被保険者となっていない。

社会保険庁に記録が無いこれらの申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した申立書及び同僚等の証言から、それぞれの事業所において勤務していたことはうかがえるものの、いずれの申立期間についても、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

申立期間①、②、④及び⑤については、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したところ、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の氏名も見当たらず、申立期間②については、昭和 38 年 10 月 10 日付けで健康保険被保険者証が資格喪失届に添付されて社会保険事務所に返

納されたことを示す「証返」の記録が確認できる。

また、申立期間③については、申立内容に沿った事業所の調査を行ったが、申立内容に合致する適用事業所の存在を確認することはできなかった。

さらに、申立期間④については、申立期間において、申立人は国民年金に加入し保険料をすべて納付している。

加えて、申立期間①、②、③及び④については、雇用保険の加入状況について調査しても、申立期間について雇用保険の被保険者であった記録は確認できなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年6月14日から28年6月14日まで
昭和26年6月からA社に勤務しており、私が所持している厚生年金保険被保険者証も資格取得日が昭和26年6月14日になっているが、厚生年金保険の加入期間は28年6月14日からとなっている。社会保険事務所の説明では「厚生年金保険被保険者証再交付時の誤記と思われる。」とのことだが、何の証拠の提示も無く納得いかない。昭和26年6月から勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間において健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の氏名も見当たらない。

さらに、社会保険事務所の厚生年金保険記号番号払出簿から、申立人の厚生年金保険記号番号の資格取得年月日は昭和28年6月14日であることが確認できることから、申立人が所持している厚生年金保険被保険者証の資格取得年月日は、再交付時に誤記されたものと推認することができる。

加えて、厚生年金保険記号番号払出簿を調査した結果、昭和26年6月14日が資格取得日の払出しは1名のみであり、申立人とは別人であった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 12 月 25 日から 40 年 6 月まで
② 昭和 40 年 7 月から 42 年 1 月 5 日まで

申立期間①は、A事業所に昭和 40 年 6 月まで勤務していたのに、厚生年金保険被保険者の資格喪失日は 38 年 12 月 25 日となっている。

申立期間②は、B事業所には昭和 40 年 7 月から勤務していたのに、厚生年金保険被保険者の資格取得日は 42 年 1 月 5 日となっている。

両期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立内容及び同僚の証言により、申立人が申立てに係る事業所に勤務していたことは推認することができる。

しかし、申立人が申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

申立期間①については、社会保険事務所の記録では、A事業所は昭和 38 年 12 月 25 日に全喪となっており、申立人、同僚及び事業主のいずれもが同日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、A事業所の当時の事業主及び同僚に照会しても、申立期間における厚生年金保険料の控除の有無を確認できる証言等を得ることはできなかった。

申立期間②については、申立人の同僚の中にも、初めて勤務したとする日と厚生年金保険に加入した日に相違がある者がみられ、申立人を含め全員が厚生年金保険に加入した日と雇用保険に加入した日がほぼ一致していることから、当時、B事業所では、採用から一定期間経過後に厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

また、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認

しても、申立期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号にも欠番は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。